

IV 条例・規定・要領等

札幌市危機管理基本指針

平成 17 年 3 月	制 定
平成 20 年 6 月	一部改正
平成 28 年 10 月	一部改正
令和 4 年 4 月	一部改正
令和 6 年 3 月	全部改正

札幌市

【目次】

第1章 総則	1	
1 目的	1	
2 指針の位置付け	1	
3 定義	2	
(1) 危機	2	
(2) 危機管理	2	
第2章 基本的な対策	3	
1 事前対策	3	
(1) 危機の把握と予防	3	
(2) 計画・マニュアル等の整備	3	3
(3) 訓練・研修等の実施	3	
(4) 関係機関等との連携強化	3	3
(5) 市民との情報共有	3	
2 応急対策	4	
(1) 情報の収集・共有	4	
(2) 市民の安全確保	4	
(3) 応急対策の実施	4	
(4) 市民への情報提供	4	
3 事後対策	5	
(1) 復旧・復興	5	
(2) 被災者の支援	5	
(3) 検証・評価	5	
第3章 平常時の危機管理	6	
1 組織体制	6	
(1) 札幌市防災会議	6	
(2) 札幌市国民保護協議会	6	6
(3) 感染症危機事象における体制	7	7
(4) 札幌市危機管理会議	7	
(5) 統括危機管理責任者	8	
(6) 危機管理監	8	
(7) 危機管理責任者	8	

札幌市危機管理基本指針

平成 17 年 3 月 制 定

平成 20 年 6 月 一部改正

平成 28 年 10 月 一部改正

令和 4 年 4 月 一部改正

令和 6 年 3 月 全部改正

札 幌 市

【目次】

第1章 総則	1
1 目的	1
2 指針の位置付け	1
3 定義	2
(1) 危機	2
(2) 危機管理	2
第2章 基本的な対策	3
1 事前対策	3
(1) 危機の把握と予防	3
(2) 計画・マニュアル等の整備	3
(3) 訓練・研修等の実施	3
(4) 関係機関等との連携強化	3
(5) 市民との情報共有	3
2 応急対策	4
(1) 情報の収集・共有	4
(2) 市民の安全確保	4
(3) 応急対策の実施	4
(4) 市民への情報提供	4
3 事後対策	5
(1) 復旧・復興	5
(2) 被災者の支援	5
(3) 検証・評価	5
第3章 平常時の危機管理	6
1 組織体制	6
(1) 札幌市防災会議	6
(2) 札幌市国民保護協議会	6
(3) 感染症危機事象における体制	7
(4) 札幌市危機管理会議	7
(5) 統括危機管理責任者	8
(6) 危機管理監	8
(7) 危機管理責任者	8

2 危機マネジメントシステム	9
第4章 危機事象発生時の危機管理	10
1 組織体制	10
(1) 警戒配備	10
(2) 雪害対策本部	11
(3) 緊急災害対策実施本部	12
(4) 災害対策本部	12
(5) 武力攻撃等における体制	13
(6) 感染症危機事象における体制	13
2 職位ごとの役割・責務	14

第1章 総則

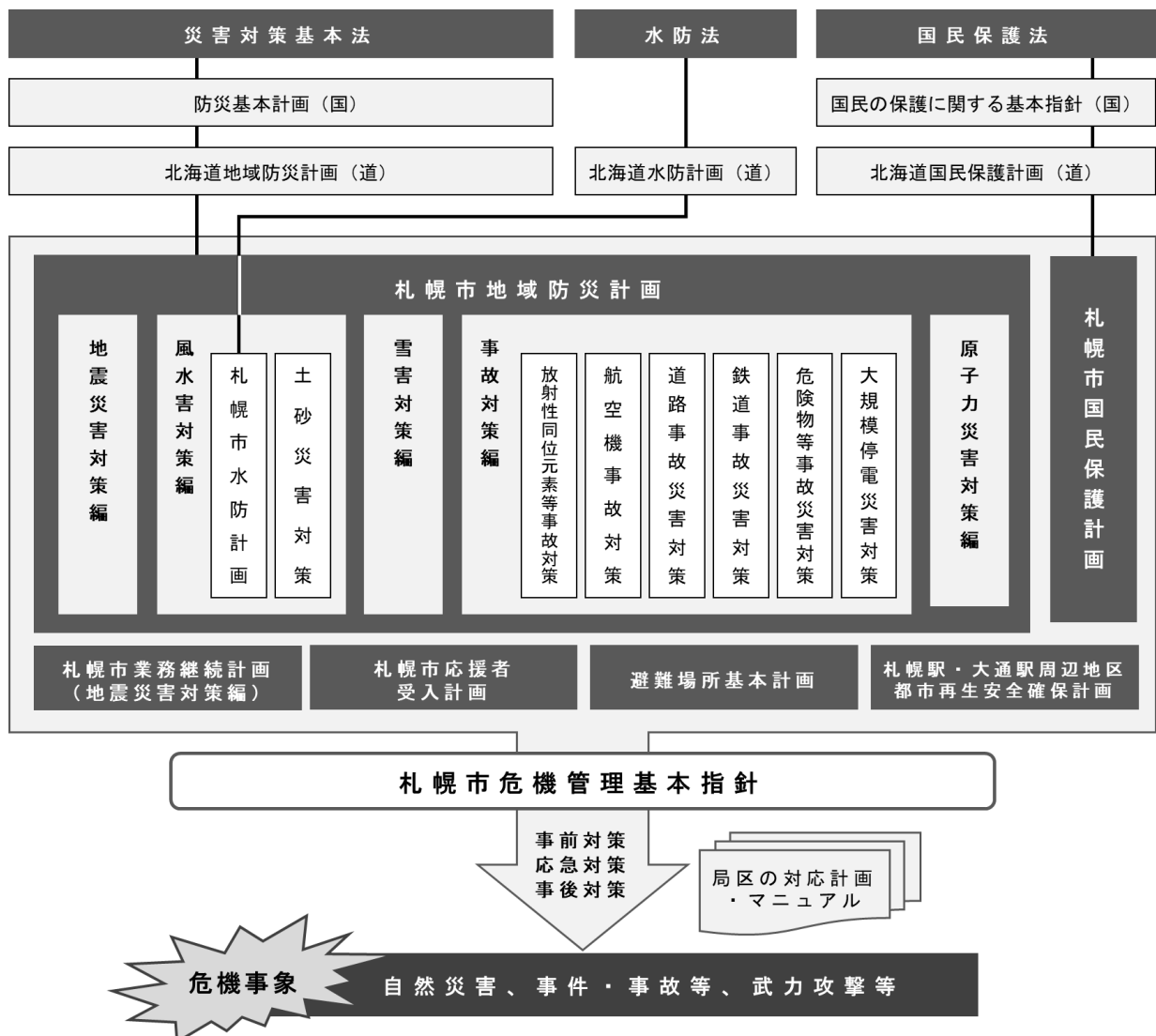
1 目的

本指針は、札幌市における危機管理に関する基本事項を定めることにより、全職員が共通認識を持って危機事象に備え、事前対策や体制の整備を計画的に進めるとともに、あらゆる危機事象に迅速かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。

2 指針の位置付け

この指針は、「札幌市地域防災計画」及び「札幌市国民保護計画」その他の計画に基づき危機事象に対応するにあたっての、危機管理体制や基本的な事前・応急対策等を示した指針です。

指針の内容については、警戒配備基準の見直しがあった場合等のほか、必要に応じて見直しを行っていきます。



3 定義

(1) 危機

この指針における「危機」とは、「市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態」をいい、具体的には以下のものを想定しています。

ア 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる危機事象

イ 事件・事故等

原子力災害、事故（放射性同位元素等の漏えい事故、航空機事故、道路事故、危険物等の漏えいや爆発、大規模停電等）、感染症等に起因する危機事象

ウ 武力攻撃等

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)で定める「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」及び「緊急対処事態」

武力攻撃事態： 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

武力攻撃予測事態： 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

緊急対処事態： 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(2) 危機管理

「危機管理」とは、発生しうる危機事象を想定して、これを回避し、又は被害を軽減するための事前対策を行い、また、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民の安全を確保し、被害を最小限にとどめ、影響の拡大を防止するための応急対策を実施し、事態の収拾と市民生活の回復を図ることをいいます。

第2章 基本的な対策

I 事前対策

市は、平常時から、危機事象を想定し、危機の予防に取り組むとともに、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための備えに万全を期すよう努めます。

(1) 危機の把握と予防

所管する業務に関連し、様々な危機事象を想定してその予防に努めるとともに、市民や職員、所管施設等への被害を軽減するために必要な対策を実施します。

(2) 計画・マニュアル等の整備

応急対策を含む非常時優先業務（災害時に発生する業務と通常業務のうち優先度の高い業務）を円滑に遂行できるよう、想定される危機事象に関する対応計画及びマニュアル等を整備し、緊急時における役割分担や対応手順を定めるほか、情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための情報連絡体制を整備します。

(3) 訓練・研修等の実施

職員が危機事象発生時における役割や行動を理解し、十分な知識・技術を習得できるように、実践的な訓練・研修を企画し、実施します。

また、緊急時に効果的に対応できるように、危機管理に関する計画や情報連絡体制、設備、資機材等を点検・確認し、必要な改善を行います。

(4) 関係機関等との連携強化

危機事象発生時に円滑な協力のもと応急対応を実施できるように、平常時から関係機関等との連携を図り、必要な協力体制の強化に努めます。

(5) 市民との情報共有

危機事象に対しては、行政と市民、事業者等が協力して危機に備え、一体となって対応することが不可欠であることから、様々な機会を捉えて危機管理に関する情報を積極的に発信し、危機管理に関する理解の促進と意識の高揚に取り組みます。

2 応急対策

市は、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに情報収集を行い、被害及び影響を最小限に抑えるための応急対策を実施します。

(1) 情報の収集・共有

危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報収集活動を実施し、危機事象の様相、被害の現状と拡大可能性のほか、市民生活への影響等について、情報を収集・整理します。

また、収集・整理した情報は、速やかに危機管理局をはじめ関係局区及び関係機関等に伝達し、情報の共有化を図ります。

(2) 市民の安全確保

危機事象の発生直後又は発生するおそれがある場合には、市民の生命及び身体を守ることを最優先事項として、被災者の救助・救出、避難誘導、被害の拡大防止措置等、必要な対策を迅速に実施します。

(3) 応急対策の実施

応急対策に必要な体制を確保して迅速かつ機動的に初動対応に当たり、被害の拡大等により全庁的な対応が必要な場合には、災害対策本部を設置するなど、状況に応じた組織体制に移行します。

また、応急対策に当たっては、関係機関と密接に連携し、必要に応じて自衛隊や他の自治体、事業者等に応援を要請します。

(4) 市民への情報提供

混乱や不安の拡大を防ぎ、市民が正確な状況を理解して適切な行動をとることができ、また、被災者が必要な支援を受けることができるよう、被害状況や二次災害の危険性、応急対策の実施状況のほか、避難所や救援物資等、市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用して速やかに提供します。

3 事後対策

危機の収束後、市は、都市機能の復旧や市民生活の回復、地域経済の復興のために必要な措置を講じるとともに、事前対策及び応急対策の検証・評価と改善を行います。

(1) 復旧・復興

危機の収束後は、関係機関等と協力するとともに、必要に応じて他の自治体等の応援を得ながら、ライフラインや道路をはじめとする都市機能及び公共施設の復旧や、市民生活の回復、地域経済の復興を速やかに進めるため、必要な措置を講じます。

(2) 被災者の支援

被害を受けた市民の生活の安定や心身の健康維持、住宅の確保及び再建等のほか、事業者の復興のために必要な支援策を速やかに講じ、市民生活や地域経済の安定化と早期回復を図ります。

また、被災者支援に当たっては、全ての被災者が必要な支援を受けることができるよう、支援策について広く周知するとともに、関係機関等と協力しながら、相談・支援体制を整備します。

(3) 検証・評価

危機事象による被害・影響や市の対応について整理するとともに、事前対策及び応急対策の検証及び評価を行い、計画やマニュアル、訓練・研修内容の見直し等、事前対策の改善策を講じます。

第3章 平常時の危機管理

I 組織体制

(1) 札幌市防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画の作成や推進のため設置する会議です。

組織及び所掌事務は、札幌市防災会議条例（昭和38年3月9日条例第1号）で定めており、委員の定数は70人以内で、以下の事項を所掌します。

- ア 札幌市地域防災計画の作成及び推進
- イ 札幌市水防計画に関する調査審議
- ウ 市長の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議
- エ ウの重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- オ 上記のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【札幌市防災会議の構成】

会 長：市長
委 員：・指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者（第1号）
・陸上自衛隊の部隊又は機関の長（第2号）
・北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（第3号）
・北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者（第4号）
・市長がその部内の職員のうちから指名する者（第5号）
・教育長（第6号）
・消防長及び消防団長（第7号）
・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（第8号）
・前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者（第9号）

(2) 札幌市国民保護協議会

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第39条第1項の規定に基づき、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置する協議会で、以下の事項を所掌します。

組織及び運営については、札幌市国民保護協議会条例（平成18年3月31日条例第7号）で定めており、委員の定数は65人以内です。

- ア 市長の諮問に応じて札幌市における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- イ アの重要事項に関し、市長に意見を述べること。

【札幌市国民保護協議会の構成】

会 長：市長
委 員：次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
・ 札幌市を管轄する指定地方行政機関の職員（第1号）
・ 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者）（第2号）
・ 北海道の職員（第3号）
・ 副市長（第4号）
・ 教育長及び消防長又はその指名する消防吏員（第5号）
・ 札幌市の職員（前2号に掲げる者を除く。）（第6号）
・ 札幌市において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員（第7号）
・ 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者（第8号）

(3) 感染症に起因する危機事象における体制

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関連する法律並びに札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく体制により対応します。

(4) 札幌市危機管理会議

札幌市における危機管理施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項について、調査、審議等を行う会議で、事務局を危機管理局に置きます。

また、危機管理会議の付議事案について事前に調査、審議等を行うため、幹事会を置きます。

ア 札幌市防災会議の審議事項等に係る関係部局間の連絡調整等及び札幌市地域防災計画の運用に関し必要な事項

イ 札幌市国民保護協議会の審議事項等に係る関係部局間の連絡調整等及び札幌市国民保護計画の運用に関し必要な事項

ウ 上記のほか、危機管理施策に関する関係部局間の連絡調整及び方針の決定

エ 庁内の危機管理体制の充実強化に関し必要な事項

オ その他危機管理施策に関し必要な事項

【札幌市危機管理会議及び幹事会の構成】

危 機 管 理 会 議	議 長：危機管理局を担当する副市長
	副議長：危機管理監
委 員	：会計室長、危機管理監、総務局長、デジタル戦略推進局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通局長、水道局長、病院局長、消防局長、区長、教育長、危機管理局担当の副市長が指名する局長に準ずる職員

幹 事 会	<p>幹事長：危機管理部長</p> <p>幹 事：会計室次長、行政部長、スマートシティ推進部長、政策企画部長、財政部長、地域振興部長、スポーツ部長、保) 総務部長、子ども育成部長、産業振興部長、環境事業部長、建) 総務部長、下) 経営管理部長、市街地整備部長、事業管理部長、水) 総務部長、病) 経営管理部長、消) 総務部長、市民部長、生涯学習部長</p>
-------------	--

(5) 統括危機管理責任者

危機管理局を担当する副市長は、統括危機管理責任者として、危機管理に係る取組の目標及び重点的に取り組むべき項目を定めるとともに、取組について必要な指示を行います。

(6) 危機管理監

危機管理監は、札幌市全体の危機管理を総括するとともに、危機管理責任者が実施する取組を評価し、統括危機管理責任者に報告します。

また、危機管理監は、危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合には、市長及び副市長を補佐し、市長及び副市長の指示のもと、局区長その他の職員を指揮監督します。

(7) 危機管理責任者

局区の長は、危機管理責任者として、統括危機管理責任者の下、所管局区における事前対策を推進します。

また、危機管理に係る取組及び訓練・研修の実施や改善の結果等について、危機管理監を通じ、統括危機管理責任者に報告します。

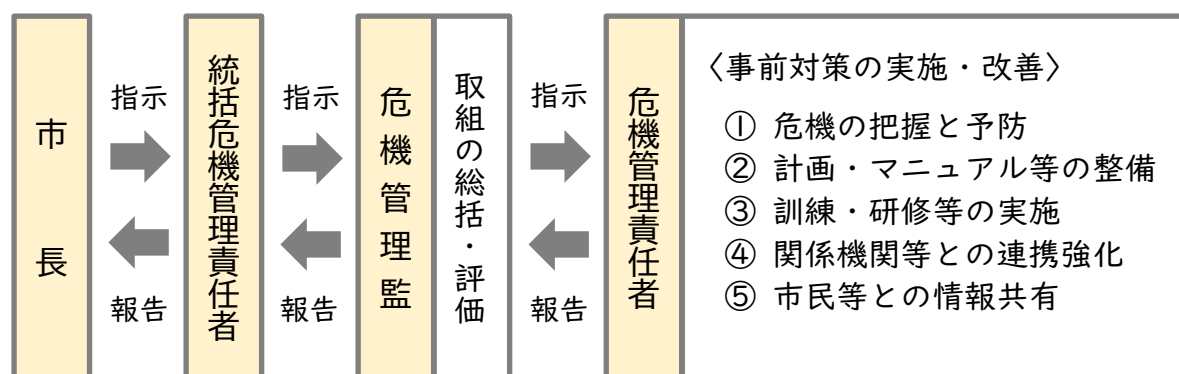
2 危機マネジメントシステム

危機管理に係る事前対策の実行性を確保するため、事前対策の取組状況を把握・評価し、また、問題点を抽出して必要な見直しを進めるための手法として、「危機マネジメントシステム」を運用します。

危機マネジメントシステムでは、危機管理責任者が自ら、想定される危機の把握と予防に努め、危機管理体制の整備や訓練等を実施するなど、事前対策に取り組むとともに、対策の実効性について自ら検証・見直しを行います。

危機マネジメントの運用について必要な事項は、「札幌市危機マネジメントシステム要綱」で定めます。

【危機マネジメントシステムの概要】



第4章 危機事象発生時の危機管理

I 組織体制

(1) 警戒配備

以下の基準に該当する場合は、関係局区による警戒配備体制をとります。

警戒配備に当たる関係局区は、気象情報及び災害情報等の収集伝達、防災関係機関との連絡調整、災害危険地域等の警戒巡視、災害応急対策を実施するとともに、札幌市災害対策本部が設置された場合に備えます。

【警戒配備の基準】

危機事象	基準
地震	本市域内で震度4の地震が発生した場合
風水害	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号。以下「政令」という。）第4条に規定する気象警報をいう。以下同じ。）又は洪水警報（同条に規定する洪水警報をいう。以下同じ。）が発表された場合 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報（政令第4条に規定する気象注意報をいう。以下同じ。）又は同条に規定する洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想される時
雪害	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合 札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される時
原子力災害	次のいずれかの発生通報を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> 情報収集事態（泊村において震度5弱又は5強の地震が発生した事態をいう。） 警戒事態（後志管内で震度6弱以上の地震の発生や大津波警報の発表があった場合等をいう。） 施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項の規定に基づき通報義務のある事態）
放射線同位元素等事故	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合（施設敷地緊急事態に該当する場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 放射線施設等で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 放射線施設等又はその他の場所から放射線が検知された場合 放射性物質等を輸送中に事故が発生した場合 放射性物質等の敷地外への放置又はばらまき等が発見された場合 放射線障害が発生した場合 上記以外の放射線に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
航空機事故	市内で航空機の墜落等により、死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合
道路事故	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故等による死者及び負傷者の合計が15名以上になると予想される場合 トンネル、橋りょう等の崩落、落下等により相当の被害が予想される場合 大規模なトンネル火災が発生した場合 道路上へ危険物、毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがある場合 上記以外の社会的な影響の大きい事故災害が発生した場合

危機事象	基準
鉄道事故	市内で鉄道事故により死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合
危険物等事故	市内で次に掲げる危険物等に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・危険物等の製造、取扱い、貯蔵、販売等を行う事業所、施設等における危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生 ・危険物等積載車両の事故による危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生
大規模停電	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合 ・市内でおおむね 10,000 戸以上の停電が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模停電災害が発生し、これが長期に及ぶおそれがある場合
その他	上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

【警戒配備を行う局区】

	危機管理局	総務局	デジタル戦略推進局	市民文化局	保健福祉局	子ども未来局	環境局	建設局	下水道河川局	都市局	交通局	水道局	消防局	区	教育委員会事務局
地震	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	
風水害	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	
雪害	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○
原子力災害	○	○			△	△	△		△			△	△	△	△
放射線同位元素等事故	○	○			○		○	○	○			○	○	○	
航空機事故	○	○			○		○	○	○				○	○	
道路事故	○	○			○			○	○				○	○	
鉄道事故	○	○			○		▲	▲	▲			▲	○	○	
危険物等事故	○	○			○		○	○	○			○	○	○	
大規模停電	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	
その他	市長が指定する局														

※△は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の場合に警戒配備を行う局。

※▲は、化成品に係る事故が発生した場合に警戒配備を行う局。

(2) 雪害対策本部

大雪により、市民生活への甚大な影響や被害が発生し又は発生するおそれがある場合にあって、組織横断的な応急対策が必要となったときは、以下の関係局から構成される「札幌市雪害対策本部」を設置します。

【雪害対策本部の関係局】

危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、経済観光局、環境局、建設局、交通局、消防局、教育委員会事務局

(3) 緊急災害対策実施本部

危機事象（武力攻撃事態等を除く）が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その状況等からみて特に早期に災害対策を実施する必要があると認めるときは、緊急災害対策実施本部を設置し、必要な応急対策を実施します。

(4) 災害対策本部

以下のいずれかに該当する場合は、「札幌市災害対策本部」を設置します。

ア 本市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合

イ 札幌市に、気象警報又は洪水警報が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

ウ 札幌市に、気象特別警報（政令第5条に規定する気象特別警報をいう。）が発表された場合

エ 北海道電力(株)泊発電所に関して、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合

オ 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生し、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

また、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部長（市長）は、下記の種別を指定して職員の「非常配備」を指令します（ただし、札幌市内で震度5弱以上の地震が発生し災害対策本部が設置された場合は、非常配備の指令があったものとみなします）。

【非常配備基準】

種 別	基 準	参集職員
第1非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度5弱の地震が発生した場合 ・札幌市に気象警報又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生した場合	各局区職員の3分の1以上
第2非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度5強の地震が発生した場合 ・複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・札幌市に気象特別警報が発表された場合	各局区職員の3分の2以上
第3非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・北海道電力(株)泊発電所に関して、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合	全ての職員

(5) 武力攻撃等における体制

ア 情報連絡室・緊急事態連絡室

事態認定につながる可能性があると考えられる事態が発生した場合、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報若しくは通知を受けた場合又は国から道を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合は、危機管理局に情報連絡室を設置し、情報収集を行うとともに、各方面との連絡調整に当たります。

また、全局区による対応が必要な場合は、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置します。

イ 札幌市国民保護対策本部

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態において、国民保護法第25条第2項の規定により、市長が市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合に、「札幌市国民保護対策本部」を設置します。

ウ 札幌市緊急対処事態対策本部

緊急対処事態において、市長が市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合に、「札幌市緊急対処事態対策本部」を設置します。

(6) 感染症危機事象における体制

感染症に係る危機事象については、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関連する法律並びに札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく体制により対応します。

2 職位ごとの役割・責務

職位	主な役割・責務
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部組織の責任者として、市全体の危機対応を総括し、対処方針を明示するとともに、対応の優先順位を決定する。 ・危機事象の状況に応じて必要な範囲で、副市長、危機管理監その他職員の中から、危機対応に係る責任者を指名する。
副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部組織の副本部長として、担当分野の専門的見地から市長を補佐する。 ・市長に事故がある場合、市長の職務を代理する。
危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・市長及び副市長を補佐し、その指示のもと、局区長その他の職員を指揮監督する。 ・本部組織の事務局長として、事務局の事務を総括する。 ・被害状況及び各局区の対応について情報を集約し、市長及び副市長に報告する。 ・市全体の対処方針及び対応の優先順位に係る案を策定する。 ・市全体の応急対応に係る総合調整を行う。
局区長	<ul style="list-style-type: none"> ・局区の責任者として、局区における対処方針を明示するとともに、具体的対応の優先順位を決定する。 ・局区の危機対応について、各部長等の指揮監督を行う。 ・市長、副市長及び危機管理監に対し、被害及び対応の状況について報告する。
部長	<ul style="list-style-type: none"> ・局区長を補佐し、局区の部門責任者として、所管部門における危機対応業務の指揮監督を行う。 ・局区長に対し、所管部門に係る被害及び対応の状況について報告する。
課長	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事象の情報を収集、分析し、所管業務における危機対応の立案を行う。 ・所管課の責任者として、所属職員が実施する危機対応の指揮監督を行う。 ・職員の交替体制を整備し、適切な休養を確保するなど、危機対応に当たる所属職員の労務管理を行う。

(1 B 0 v ¥
#ë#ã j w6x ô/â)

>&2f ">'
">/2 G b0()X c • w b 4 μ Đ ĵ^a Ó â ° © « , Ò>& è W © « , Ò \ 8 :>' _6õ
K ö •\$x ^ !8o † u • v b \ M •

>&#Ý1 b *O>'
">0² G b0()X _> 8 Z b › • _ V F • #Ý1 b - *O c \ 0ñ › • _ u • \ G • _
| •
•'¼ • w ! » (8² [" 2 _0d M • • I g 0£ °3û • È4 (• \$S7T
• ~75 • M*ñ \$(! » • w4E ò'ö#. \$(! » • Ç ! \$(! » •
% ! » • I g 1ÿ ! » • † 8 :
4 μ w , b3 / #Ö è I g 2 #Ø _5 ± ^ Õ † #Ö L j c #Ö L • > Q € @ 6 •) m
ô b ! Â b : U _ V F • ! Â † 8 :
" + - ! ! O
- w , #Ö q _5 ± ^ s 8 j † I p M ! ó í ! >'¼
~ J Š 7 Á ! Â'¼
w , '¼ w , û + , K / > & # ë Æ + - z 75 ! O) Ê '¼ >' > L > N > M '¼ † 8 :

>&4 P1ß>'
">1² © « , Ò b4 P1ß c › •'¼ b 4 μ I b P Â _6õ M • » \ M •

>&) Ê>'
">2² © « , Ò †4 M • S u b)) Ê _ X 8 Z c b \ > ~ \ M •
) + Ó 4 μ'ö#.2 ò*...>& è W) + Ó 2 ò*... \ 8 :>' c 4 μ'ö#. • † d'ö M • j w
6x † v W Z ~ Z •
4 μ'ö#.2 ò*...>& è W 2 ò*... \ 8 :>' c •'¼ b6x>& 4 μ'ö#. • _ 6 W Z c 4
μ'ö#. % >' † v W Z ~ Z •
© « , Ò 4 b ! » c 4 μ'ö#. • @ / œ 8 4 μ'ö#. % @ G € †) r Ó M •

>& P Â Ç I g Đ ½ x " Ý b Ç >'
">3² 2 ò*... c • w ... æ75!O0£#ì'¼ _0d I € ! O £75 I g Â ô P'Ç _ € • »
_ X 8 Z P Â Ç † u • v b \ M •
>0 2 ò*... c S8o [u S P Â Ç H \ _ Đ ½ x " Ý'¼ † Ç M • v b \ M •
>1 2 ò*... c "'>/8o b » è ¥ _ •'¼ b d'ö » _ > E • 4 μ † • q K S œ c Q
b P Â Ç † u • \ \ v _ Đ ½ x " Ý'¼ † Ç M • v b \ M •
>2) + Ó 2 ò*... c • w² / b Đ ½ x " Ý'¼ Ç b4 " g # b'ö#. † / œ : v b \ M •

>&_ p7ÿ í4) ! / D b Z >'
">4² 2 ò*... c 4 μ @ \$! # Ö K S \ A _ < 1 (ò ? }) m ô ì _ > E • _ p7ÿ í4
) ! / D † Z M • v b \ M • G b œ › •'¼ I g 6õ € μ 6õ'¼ \ 20 [^ 4) ! 1 * Z _ "
u • v b \ M •

>&0«)Ž%Ê ÿ b ‹>'

